

## 越知町スマート農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越知町補助金交付規則(平成25年越知町規則第19号)第20条の規定に基づき、越知町スマート農業推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的、補助対象事業等)

第2条 生産性の向上による地域農業の持続的発展を目的に、別表に掲げる事業に要する経費について、同表に掲げる補助事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助の要件及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容、補助対象経費、補助要件及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に町長の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により町長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を町に納付しなければならないこと。
- (6) 越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年越知町規則第18号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者ではないこと。
- (7) 県税及び町税等並びに県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定し通知する。

(補助金の返還等)

第7条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。

(補助事業の変更等)

第8条 次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更承

認申請書(第2号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の増額又は30パーセントを超える減額を生じる場合

(2) 補助事業の成果目標を変更しようとする場合

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(補助事業の実績報告等)

第9条 補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(第3号様式)を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第10条 補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助事業遂行状況の報告等)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第12条 補助事業の実施において物品等を購入するときは、県が定める高知県グリーン購入基本方針に基づく環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 越知町情報公開条例(平成13年越知町条例第20号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年12月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

補助事業の内容、補助対象経費 <sup>注1)</sup> 及び補助要件	補助事業者 <sup>注2)</sup>	補助率 <sup>注3)</sup> (補助上限額)
<p>防除用ドローン導入支援</p> <p>補助内容、補助対象経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ドローンの購入に要する経費(備品購入費、付属品含む。)</li> <li>ドローンの操作に必要な技術の習得に要する経費(講習会参加費等)</li> </ol> <p>補助要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ドローン導入3年後以降のドローンによる防除面積が10ヘクタール以上となること(防除面積には、作業受託する面積を含む。)</li> <li>農業経営体が申請する場合は、上記に加え、他の農業経営体の防除作業を受託すること。</li> <li>水稲だけでなく高収益作物(野菜や果樹等)についても、ドローンによる防除を実施すること。</li> <li>補助内容2については、ドローンの導入と一体的に実施すること。</li> </ol>	<p>農業経営体、 農業生産組織、 農作業受託組織、 農業協同組合 農業支援サー ビス事業体 等</p>	<p>3分の2以内 (300万円/機)</p>
<p>自律式・リモコン式草刈機導入支援</p> <p>補助内容、補助対象経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自律式・リモコン式草刈機の導入に要する経費(備品購入費、付属品含む。)</li> </ol> <p>補助要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自律式・リモコン式草刈機導入翌年度以降、15日/年以上使用すること。</li> <li>農業経営体が申請する場合は、上記に加え、他の農業経営体の除草作業を受託すること。</li> <li>自律式・リモコン式草刈機(スマート農業技術)の普及・啓発に取り組むこと。</li> </ol>		

注1)税抜き価格(運搬費除く)とする。

注2)受益者が地域計画に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれること。また、導入した機械を農業経営体等に貸し出す場合は、その者も地域計画に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれること。

注3)1,000円未満は切り捨てとする。